

稅務監督局事務官及稅務官特別
任用令

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ
付セラレムコトヲ請フ

明治三十五年十月二十二日

内閣總理大臣伯爵桂太郎

勅令第 號

稅務監督局事務官及稅務官特別任用令

稅務監督局事務官及稅務官ハ左ニ掲ク
ル者、中ヨリ當分ノ内文官高等試驗委
員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

一 司稅官タリシ者

二 高等行政官トシテ現ニ稅務ニ從事
スル者

三 滿五年以上稅務ニ從事シ判任官四

級俸以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ具ノ職
ニ在ル者

附則

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之
ヲ施行ス

稅務屬特別任用ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治三十五年十月二十二日

内閣總理大臣伯爵桂太郎